



退職後(60歳前)に行う企業型確定拠出年金の手続

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

石渡社会保険労務士事務所

連絡先: 〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話 : 090-3805-5701 FAX : 03-5460-7421

<https://www.ishiwatasroffice.com/>

退職後(60歳前)の手続きの流れ

・退職後は運営管理機関より説明書類が自宅へ届きます。資産の移換手続きは6ヶ月以内に自分で行う必要があります。**退職後、6ヶ月以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ自動移換され管理手数料が資産から控除されます。**各自で行う手続きについて退職後の自身の状況によって内容が変わってまいります。

自動移換

1・自動移換とは

企業型確定拠出年金の**加入者資格を喪失された翌月から起算して6ヶ月以内に移換等のお手続きをされなかった**場合には、お手持ちの年金資産は国民年金基金連合会に自動的に移換されます(確定拠出年金法第83条)。ただし、他の企業型/個人型確定拠出年金の口座があり、本人情報(基礎年金番号・性別・生年月日・カナ氏名)が一致する場合は、当該口座に移換されることがあります。

2・自動移換のデメリット

- ・資産が現金化され、**運用指図ができません。**
- ・運用指図ができないが**管理手数料は差し引かれます。**
- ・自動移換中は老齢給付金を受け取るための加入者期間に算入されないため、**受給開始の時期が遅くなる可能性**があります。
- ・60歳以降老齢給付金を受け取る場合、**一度個人型確定拠出年金へ移換する必要**があります。

3・自動移換時に発生する手数料(税込)

①特定運営管理機関への移換手数料

: 3,300 円(特定運営管理機関に自動移換される際に、特定運営管理機関手数料として徴収され

る手数料です。)

②自動移換に関する事務手数料

: 1,048 円(特定運営管理機関に自動移換される際に、国民年金基金連合会事務手数料として徴収される手数料です。)

③特定運営管理機関手数料(月次)

: 52 円(特定運営管理機関に移換されてから、4ヶ月後の月末までに移換等のお手続きがされていない場合、当該月分から年金資金より徴収されます。)

④特定運営管理機関からの移換手数料

: 1,100 円(特定運営管理機関から企業型または個人型確定拠出年金へ移換する際に、特定運営管理機関手数料として徴収される手数料です。)

※**特定運営管理機関**とは、自動移換された方の記録を管理する機関です。この特定運営管理機関は、確定拠出年金の記録関連運営管理機関である JIS&T(ジス・アンド・ティー)が行っています。

状況別退職後の確定拠出年金の手続き

1・別の法人に転職する

- ・法人が企業型DCを実施している
→企業型確定拠出年金の加入者になる。
- ・法人が企業型DCを実施していない
→個人型確定拠出年金の加入者もしくは運用指図者になる。

2・自営業またはフリーランスになる(求職活動中も含む)

→個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者もしくは運用指図者になる。

3・公務員になる

→個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者もしくは運用指図者になる。

4・専業主婦(夫)になる

→個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者もしくは運用指図者になる。

※個人型確定拠出年金の加入者とは個人型確定拠出年金に加入し、掛金を拠出して運用を行う人のことを指します。運用指図者とは掛金の拠出をせず、これまで積み立てた資産の運用だけを行う人をいいます。

企業型確定拠出年金から iDeCo に移換

企業型DCを実施していない別の法人に転職した方、自営業またはフリーランスの(求職活動中も含む)方、専業主婦(夫)の方は企業型確定拠出年金の資産を iDeCo に移換する必要があります。

【金融機関の選択】

iDeCo への移換手続きは各自が選択した金融機関を通じて行います。金融機関ごとに取り扱っている運用商品やサービス内容が異なります。よく比較検討して自分に合った金融機関を選びましょう。金融機関の選択ポイントは手数料の違い(開設した口座にかかる毎月の管理手数料は、金融機関によって異なります)、サポート体制の充実(不明点があった時、ホームページなどがわかりやすいか、コールセンターがつながりやすいか等)、運用商品の違い(金融機関によって取り扱う運用商品が異なるため自身が選択したい商品があるか等ラインナップを比較検討する)を確認し自身にフィットした金融機関を選択しましょう。

【iDeCo の掛金額】

イデコの掛金の上限額は、加入者の区分や職業、企業年金などの加入状況によって異なります。自営業者や個人事業主(第1号被保険者)は、月額 6.8 万円(年額 81.6 万円)が上限です。これは、iDeCo の月額掛金と国民年金基金や国民年金付加保険料を合算した金額です。厚生年金に加入しており、企業型 DC などの他制度に加入していない場合は月額 23,000 円が上限です。厚生年金に加入しており、企業 DC や確定給付企業年金、厚生年金基金、私立学校

教職員共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付(共済)に加入している場合は、企業型 DC の事業主掛金額や DB 等の掛金相当額によって、拠出限度額が「iDeCo の拠出限度額(上限 2.0 万円) = 5.5 万円 - 企業型 DC の事業主掛金額 - DB 等の掛金相当額」と計算されます。iDeCo の掛金は、毎月 5,000 円から始めることができ、1,000 円単位で自由に設定できます。

【書類を記入し提出する】

取扱い金融機関に問い合わせ手続き書類を請求します。

(全種別共通)

「個人型確定拠出年金加入申出書」

「本人確認書類」

以前は 2 号被保険者のみ

「事業所登録申請書兼第 2 号加入者に係る事業主の証明書」を必要としていましたが、昨年 12 月の法改正によって不要となりました。

書類を記入し提出してから手続き完了まで 1 ケ月から 2 ケ月ほどかかることになります。

※参考

・個人型確定拠出年金ナビ

(NPO 法人確定拠出年金教育協会)

<https://www.dcnenkin.jp/>

・イデコ公式サイト

(国民年金基金連合会)

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

※確定拠出年についてご相談希望の方は弊社事務所までお問合せをお願いします。初回ご相談は無料に対応させていただきます。

下記 URL または QR コードよりお問合せ下さい。

<https://www.ishiwatasroffice.com/%E3%81%8A%E5%95%8F%E3%81%84%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B/>

